

医療法人社団ピネル会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員が能力を十分に発揮できる働きやすい雇用環境を整えるため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の健康の確保についての制度の周知・情報提供、相談体制の構築

〈対策〉

令和2年4月～『厚労省：働く女性の母性健康管理のために』のリーフレットを院内掲示板へ掲載し周知
令和2年4月～育児休業、母性保護のための休暇等、育児時間の記載のある就業規則の項目の周知
令和2年8月～相談については各所属長が窓口となり、事務長及び看護部長が相談を受ける旨の周知

目標2：育児休業をしやすく、職場復帰しやすい環境の整備

〈対策〉

令和2年4月～育児休業、育児時間の記載のある就業規則の項目の周知
令和2年7月～育児休業給付の申請手続きについては総務にて相談を受ける旨の周知と相談者がいるかどうかの確認を掲示板にて問う
令和2年7月～育児終了後も休業前と同労働条件・処遇であること、賞与及び退職金計算においては減額となる旨、産前産後、育児期間中の社会保険料免除の周知
令和2年7月～復職者の健康状態の把握を部署長が行い、事務長・看護部長が報告を受け対応を行い、健康状態によっては短時間労働、勤務日数の縮小も検討する

目標3：育児休業等を取得し、又は子を育てる女性労働者が活躍する場の提供

〈対策〉

令和2年8月～女性の活躍推進及び能力開発に向けた取り組みで、管理者及び役職者候補者（リーダー）会議を発足、3ヶ月に1回開催する

目標4：子供を育てる労働者が利用できる措置を講じる

〈対策〉

令和2年4月～3歳以上小学3年生までの子を養育する従業員が請求した場合、時間外労働はさせない

目標5：育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後諸制度の周知

〈対策〉

令和2年8月～諸制度について掲示板にて周知、応談しやすい環境作りを実施

目標5：従業員が男性の場合で妻が出産する場合の配慮

〈対策〉

令和2年4月～妻が第2子目以降出産の場合は出産予定日の前1ヵ月から2日使用できる

目標6：年次有給休暇取得促進のための措置

〈対策〉

令和2年4月～毎月の勤務表にて年休取得日数、残数を書き入れ、総務課にて管理、又職員が有給数を把握し、計画的に取得するように促す